求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十八条第二号の規定は適用せず、同条第一号中「森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているもの又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「森林」と、同条第八号中「材積（当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第三の算式により算出される材積を超える場合にあつてはその算出される材積に付録第四に規定する超過伐採予定森林について付録第四の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積（以下「調整材積」という。）の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第四に規定する調整対象森林を含む場合にあつては付録第三の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積）」とあるのは「材積」と、同令付録第三中「$\left(Z+\frac{Vw-Vn}{T}\right)\times5$」とあるのは「$\left(Z+\Sigma\left(\frac{Vwi-Vni}{Ti}\right)\right)\times5$」と、「Vw」とあるのは「Vwi」と、「おける」とあるのは「おける樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Vnは、」とあるのは「Vniは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Tは、」とあるのは「Tiは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値」とあるのは「（当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値（当該数値が十を超えない場合には、十））」と読み替えて、同条第一号及び第八号並びに同令付録第三の規定を適用する。

○農林水産省令第五十九号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十七号）の施行に伴い、及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十六条の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

農林水産大臣　野上浩太郎

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年農林水産省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則
（強度等に優れた建築用木材） **第一条**　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。）第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。 一　直交集成板（直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合するものに限る。） 二　単板積層材（単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものに限る。） 三　接着重ね材（接着重ね材の日本農林規格（平成三十一年農林水産省告示第百七十九号）に規定する接着重ね材の規格に適合するものに限る。） 四　接着合せ材（接着合せ材の日本農林規格（平成三十一年農林水産省告示第百八十号）に規定するA種の規格に適合するものに限る。）	（新設）

求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十八条第二号の規定は適用せず、同条第一号中「森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているもの又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「森林」と、同条第九号中「材積（当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第三の算式により算出される材積を超える場合にあつてはその算出される材積に付録第四に規定する超過伐採予定森林について付録第四の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積（以下「調整材積」という。）の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第四に規定する調整対象森林を含む場合にあつては付録第三の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積）」とあるのは「材積」と、同令付録第三中「$\left(Z+\frac{Vw-Vn}{T}\right)\times5$」とあるのは「$\left(Z+\Sigma\left(\frac{Vwi-Vni}{Ti}\right)\right)\times5$」と、「Vw」とあるのは「Vwi」と、「おける」とあるのは「おける樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Vnは、」とあるのは「Vniは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Tは、」とあるのは「Tiは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値」とあるのは「（当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値（当該数値が十を超えない場合には、十））」と読み替えて、同条第一号及び第九号並びに同令付録第三の規定を適用する。